

宮城県公報

宮 城 県
(総務部私学文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目 次

告 示

ページ

○ 廃棄物が地下にある土地の指定	(廃棄物対策課)	一
○ 特定非営利活動法人の設立の認証申請	(共同参画社会推進課)	一
○ 身体障害者福祉法に基づく医師の指定	(障害福祉課)	二
○ 身体障害者福祉法に基づく指定医師の指定の辞退	(同)	二
○ 身体障害者福祉法に基づく指定医師の所属医療機関の変更	(同)	二
○ 障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定(二件)	(同)	二
○ 障害者自立支援法に基づく指定障害者支援施設の指定	(同)	三
○ 障害者自立支援法に基づく指定障害者支援施設の指定の辞退	(同)	三
○ 認証食品の認証	(食産業振興課)	三
○ 家畜伝染病の発生	(畜産課)	三
○ 保安林の指定の解除	(森林整備課)	四
○ 保安林の指定施業要件の変更の予定(二件)	(同)	四
○ 建設業許可の取消し	(事業管理課)	五
○ 道路の区域変更	(道路課)	五
○ 道路の供用開始(二件)	(同)	五
○ 都市計画の変更	(都市計画課)	六
○ 都市計画変更の図書の写しの縦覧	(同)	六
○ 土地区画整理組合の理事についての届出	(同)	六
○ 土地改良区役員の退任の届出	(東部地方振興事務所)	六
○ 障害者自立支援法に基づく自立支援医療を行う医療機関の指定	(障害福祉課)	七

告 示

○ 政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る落札者の決定 (水産業基盤整備課) 七

○ 教育委員会定例会の開催 教育委員会 七

○ 宮城県告示第一号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十五年法律第百三十七号)第十五条の十七第一項の規定により、廃棄物が地下にある土地であつて土地の掘削その他の土地の形質の変更が行われることにより当該廃棄物に起因する生活環境の保全上の支障が生ずるおそれがあるものとして政令で定める区域を次のとおり指定したので、同条第二項の規定により告示する。

平成二十三年一月七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

指 定 区 域	埋 立 地 の 種 類
黒川郡大和町宮床字松倉十二番一の一部	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和四十六年政令第三百号)第十三条の二第一号に掲げる埋立地

○ 宮城県告示第二号

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により次の特定非営利活動法人の設立の認証の申請があつたので、同条第二項の規定により告示する。

平成二十三年一月七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

特定非営利活動法人の名称 Switch

一 代表者の氏名 高橋 由佳

二 主たる事務所の所在地 仙台市泉区市名坂字寺下六十二番地の一

三 定款に記載された目的

この法人は、障がいをもつ方々が就学・就労に希望を持って臨んでいける機会を提供することを目的とし、広く教育現場、一般企業や行政とのパートナーシップの形成を促進しながら、活動基盤の強化に取り組み、さらに医療・福祉及び地域との連携を図りながら、障がいの自己実現へ向けた活動への理解促進を図るための啓発に寄与する

四 申請のあった年月日 平成二十二年十二月十五日
 ことを目的とする。

○宮城県告示第三号

身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十五条第一項の規定により、身体障害者手帳の交付のために診断を行う医師として、平成二十二年十一月十八日次の者を指定した。
 平成二十三年一月七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

氏名	診療科目	所属医療機関の名称	所属医療機関の所在地
安土 考史	内科	医療法人啓仁会石巻ロイヤル病院	石巻市広洲字焼巻一
金山 岳夫	形成外科	財団法人宮城厚生協会坂総合病院	塩竈市錦町十六・五
佐藤 美希	リハビリテーション科	財団法人宮城厚生協会坂総合病院	塩竈市錦町十六・五
細越 琢	整形外科	気仙沼市立病院	気仙沼市田中百八十四
岡田 厚夫	形成外科	大崎市民病院	大崎市古川千手寺町二丁目三・十
安田 京	耳鼻咽喉科	やすだ耳鼻咽喉科・アレルギー科クリニック	柴田郡柴田町槻木駅西一丁目四・七
松本 乾児	神経内科	医療法人社団脳健会仙台リハビリテーション病院	黒川郡富谷町成田一丁目三・一
佐野 浩史	内科	大清水内科クリニック	黒川郡富谷町大清水一丁目一・三
中谷 俊彦	耳鼻咽喉科	医療法人社団中谷クリニック	黒川郡富谷町成田二丁目一・三

○宮城県告示第四号

身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十五条第一項の規定により指定した次の医師から、指定の辞退があった。

平成二十三年一月七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

氏名	診療科目	所属医療機関の名称	所属医療機関の所在地

長田 元伸	消化器内科	石巻赤十字病院	石巻市蛇田字西道下七十一
鈴木 孝壽	内科、外科	石巻市立雄勝病院	石巻市雄勝町雄勝字伊勢畑一・二・十五
渡辺 洋	呼吸器科	財団法人宮城厚生協会坂総合病院	塩竈市錦町十六・五
稲垣 倫子	リハビリテーション科	財団法人宮城厚生協会坂総合病院	塩竈市錦町十六・五
安田 幸治	外科	公立刈田総合病院	白石市福岡蔵本字下原沖三十六
高村 俊仁	整形外科	医療法人社団明石台整形外科	黒川郡富谷町明石台二丁目二十二・五

○宮城県告示第五号

身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十五条第一項の規定により指定した医師の所属医療機関に、次のとおり変更があった。

平成二十三年一月七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

氏名	新		旧	
	診療科目	所属医療機関の名称	診療科目	所属医療機関の名称
鎌田 常明	外科、小児科、消化器外科、整形外科、肛門科、放射線科、皮膚科、泌尿器科	医療法人社団常仁会東泉堂病院	外科、小児科、消化器科、整形外科、肛門科、放射線科、皮膚科、泌尿器科	東泉堂病院
				遠田郡涌谷町字追廻町七十一・三

○宮城県告示第六号

障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）第二十九条第一項に規定する指定障害福祉サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第五十一条第一号の規定により告示する。

平成二十三年一月七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事業所番号	事業所の名称及び所在地	生活介護	指定障害福祉サービスの種類	設置者名	指定年月日
○四一四〇〇三九	障害者日中活動支援施設 共生園 東松島市高松字西風			社会福祉法人 矢本愛育会	平成二十三年一月一日

百三十七番地八

○宮城県告示第七号

障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）第二十九条第一項に規定する指定障害福祉サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第五十一条第一号の規定により告示する。

平成二十三年一月七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事業所番号	〇四二一四〇〇四一	事業所の名称及び所在地	ひなたぼっこハーモニー 岩沼市二木一丁目三番八・四号	指定障害福祉サービスの種類	児童デイサービス	設置者名	特定非営利活動法人 ひなたぼっこ	指定年月日	平成二十三年一月一日
-------	-----------	-------------	-------------------------------	---------------	----------	------	---------------------	-------	------------

○宮城県告示第八号

障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）第二十九条第一項に規定する指定障害者支援施設として次のとおり指定したので、同法第五十一条第一号の規定により告示する。

平成二十三年一月七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事業所番号	〇四二一四〇〇四七	施設の名称及び所在地	障害者支援施設 第二共生園 東松島市大塩字逆川二十二番地五十五号	施設障害福祉サービスの種類	生活介護	設置者名	社会福祉法人 矢本愛育会	指定年月日	平成二十三年一月一日
-------	-----------	------------	-------------------------------------	---------------	------	------	-----------------	-------	------------

○宮城県告示第九号

障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）第四十七条の規定により指定障害者支援施設が次のとおり指定を辞退したので、同法第五十一条第三号の規定により告示する。

平成二十三年一月七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事業所番号	〇四二一四〇〇三九	事業所の名称及び所在地	共生園 東松島市高松字西風百三十七番地八	設置者名	社会福祉法人 矢本愛育会	辞退年月日	平成二十二年十二月三十一日
-------	-----------	-------------	-------------------------	------	-----------------	-------	---------------

〇四二一四〇〇四七

第二共生園
東松島市大塩字逆川二十二番地五十五

社会福祉法人
矢本愛育会

平成二十二年
十二月三十一日

○宮城県告示第十号

宮城県認証食品認証要綱（平成十七年宮城県告示第九百号）第六条第一項の規定により、認証食品を次のとおり認証した。

平成二十三年一月七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

認証食品	認証番号	品目	申請者の氏名	製造業者の名称	製造所等の所在地
一	百四十	ジャム類	鎌戸啓子	夏そら工房	巨理郡巨理町吉田字作田七八
	百八十	あられ類	みやぎのあられ株式会社 代表取締役 石田定克	みやぎのあられ株式会社	巨理郡巨理町逢隈鹿島字吹田五一
	百八十	ジャム類	鎌戸啓子	夏そら工房	巨理郡巨理町吉田字作田七八

二 認証年月日

平成二十二年十二月二十四日

○宮城県告示第十一号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第十三条第一項の規定により、次のとおり家畜伝染病が発生した旨の届出があった。

平成二十三年一月七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 家畜伝染病の種類
ヨ一ネ病
- 二 畜種
牛（ホルスタイン種）
- 三 患畜及び疑似患畜の区分並びにその頭数
患畜 三頭
- 四 発生の場所又は区域

蔵王町
発生年月日
平成二十二年十二月十五日
六 患畜の取扱い
法令殺

○宮城県告示第十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十三年一月七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 解除に係る保安林の所在場所
栗原市築館字荒田沢四一の一（次の図に示す部分に限る。）
- 二 保安林として指定された目的
干害の防備及び公衆の保健
- 三 解除の理由
駐車場用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を宮城県庁（農林水産部森林整備課）及び栗原市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○宮城県告示第十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二第一項の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成二十三年一月七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
角田市江尻字巻前一の一
- 二 保安林として指定された目的
水害の防備
- 三 変更後の指定施業要件
（一） 立木の伐採の方法
（1） 主伐は、択伐による。
- （2） 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林

整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
（3） 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
（二） 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

二 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

角田市横倉字馬場内五四、小田字斗蔵九九

二 保安林として指定された目的

名所又は旧跡の風致の保存

三 変更後の指定施業要件

（一） 立木の伐採の方法

（1） 主伐は、択伐による。

（2） 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

（3） 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

（二） 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮城県庁（農林水産部森林整備課）及び角田市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○宮城県告示第十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨、農林水産大臣から通知があった。

平成二十三年一月七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
登米市東和町米川字東綱木（次の図に示す部分に限る。）
- 二 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 三 変更後の指定施業要件
1 立木の伐採の方法
（一） 主伐は、択伐による。

(一) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(二) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮城県庁（農林水産部森林整備課）及び登米市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○宮城県告示第十五号

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次の建設業の許可を取り消した。

平成二十三年一月七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 許可を取り消した年月日

平成二十三年一月五日

二 商号又は名称等

株式会社白石商 会 白 石 晋 一	仙台市青葉区中央四丁目三・二十八	般一十八 号第一万八 十	全部廃業 一般建設業 大工工事業	平成二十二年 十二月七日
鈴昇工務店株式 会社 鈴 木 得 男	栗原市若柳字川南外小 太郎十六	般一十二 号第四千五 百七	全部廃業 一般建設業 土木工事業 建築工事業 大工工事業 とび・土工事業 石工事業 管工事業 タイル・れんが・ ブロック工事業 鋼構造物工事業 鉄筋工事業 ほ装工事業 水道施設工事業	平成二十二年 十二月七日
亀山建設株式会 社 亀 山 昌 昭	石巻市渡波字新千刈五 十七	特一十八 号第二千八 百十	全部廃業 特定建設業 土木工事業 とび・土工事業 ほ装工事業 しゅんせつ工事業 水道施設工事業	平成二十二年 十二月七日

有限会社藤島建 装 藤 島 文 男	仙台市泉区野村字前河 原八・一	般一二十一 号第二万七 千三	全部廃業 一般建設業 塗装工事業	平成二十二年 十二月十五日
北陽電設株式会 社 小 出 憲 一	仙台市泉区泉ヶ丘五丁 目三十一・一	般一十八 号第一万三千 三	全部廃業 一般建設業 電気工事業	平成二十二年 十二月十日

三 許可取消しの原因

建設業に係る廃業等の届出があり、建設業法第二十九条第一項第四号に該当

○宮城県告示第十六号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、平成二十三年一月七日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県気仙沼土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十三年一月七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 道路の種類 県道
- 二 路 線 名 気仙沼唐桑線
- 三 道路の区域

変 更 の 区 間			
気仙沼市田谷八番一地从先から 同市田谷七番三地先まで			
変更の 前後 (メートル)	前 A	九・六 一八・一	敷地の延長 (メートル)
	後	九・六 一九・六	
	B	三・一 一六・二	三六・四

○宮城県告示第十七号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始するので告示する。

その関係図面は、平成二十三年一月七日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県気仙沼

土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十三年一月七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

道路の 種類	路線名	供用開始の 区間	供用開始年月日
県道 線	気仙沼唐桑線	気仙沼市田谷八番一地从先から 同市田谷七番三地从先まで	平成二十三年 一月七日

○宮城県告示第十八号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始するので告示する。

その関係図面は、平成二十三年一月七日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県大河原土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十三年一月七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

道路の 種類	路線名	供用開始の 区間	供用開始年月日
県道	白石丸森線	白石市大鷹沢三沢字三沢沖三八番一地从先から 同市大鷹沢大町字稲荷山一番三地从先まで	平成二十三年 一月七日

○宮城県告示第十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により、仙塩広域都市計画を次のとおり変更した。

なお、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該都市計画についての関係図書を宮城県庁（土木部都市計画課）において公衆の縦覧に供する。

平成二十三年一月七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 都市計画の種類及び名称

1 種類 仙塩広域都市計画道路

2 名称 三・三・百八十五号 大手町下増田線、三・五・百九十号 植松田高線

二 都市計画の変更に係る土地の区域

1 追加する部分

名取市大手町二丁目、大手町三丁目、小山二丁目及び小山二丁目の各一部

2 廃止する部分

名取市大手町二丁目、大手町三丁目、小山二丁目及び小山二丁目の各一部

○宮城県告示第二十号

大崎市から大崎広域都市計画変更の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により公衆の縦覧に供する。

平成二十三年一月七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 都市計画の種類及び名称

1 種類 大崎広域都市計画道路

2 名称 三・四・三十七号 岩出山中央線

二 縦覧場所

宮城県庁（土木部都市計画課）

○宮城県告示第二十一号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第二十九条第一項の規定により、土地区画整理組合からその理事について、次のとおり届出があった。

平成二十三年一月七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 組合の名称

岩沼市朝日土地区画整理組合

二 事務所所在地

岩沼市中央二丁目五番三十一号

三 届出の内容

理事に就任した者

氏 名 住 所

大村 健 治 岩沼市栄町二丁目二番三十五号

○宮城県告示第二十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十六項の規定により、登米市東和町土地改良区役員就任について、次のとおり届出があった。

平成二十三年一月七日

宮城県東部地方振興事務所

所 長 戸 村 俊 幸

退任した者

退任年月日	氏名	住	役職名
平成二十二年十二月二十一日	及川 信代	登米市東和町米谷字吉田五三番地	理事

公 告

○障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第五十四条第二項の規定により、自立支援医療のうち育成医療及び更生医療を行う医療機関として次のとおり指定したので、同法第六十九条第一号の規定により公告する。

平成二十三年一月七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 病院及び診療所

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
大崎市民病院	大崎市古川千手寺町二丁目三・一	平成二十二年十一月一日

二 薬局

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
ものう薬局	石巻市桃生町中津山字八木百八十四・一	平成二十二年十一月一日
さくら薬局	角田市佐倉字畑田南二・六	平成二十二年十一月一日
クオール薬局岩沼西店	岩沼市土ヶ崎三丁目五・十	平成二十二年十一月一日

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり落札者を決定した。

平成二十三年一月七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 落札に係る物品又は役務の名称及び数量 気仙沼漁港清掃船建造業務 一隻
- 二 契約に関する事務を担当する課室等の名称及び所在地 農林水産部水産業基盤整備課 仙台市青葉区本町三丁目八番一号

葉区本町三丁目八番一号

- 三 落札者を決定した日 平成二十二年十二月十四日
- 四 落札者の名称及び所在地 木戸浦造船株式会社 宮城県気仙沼市浪板二四五番地
- 五 落札金額 九千三百万円
- 六 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 七 入札の公告を行った日 平成二十二年十一月二日

教 育 委 員 会

○宮城県教育委員会告示第二十六号

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第十三条の規定により、教育委員会の定例会を次のとおり招集する。

なお、この会議の傍聴を希望する者は、次に定める手続に従って傍聴しなければならない。

平成二十三年一月七日

宮城県教育委員会

委員長 大 村 虔 一

- 一 日 時 平成二十三年一月十四日 午後一時三十分
- 二 場 所 教育委員会会議室
- 三 事 件
 - 1 職員の人事について
 - 2 職員の退職手当について
 - 3 宮城県スポーツ振興審議会への諮問案について
- 四 傍聴者の定員 十二人
- 五 傍聴手続
 - 1 傍聴希望の受付は、会議開会十五分前までに、当該会議の会場に参集した傍聴希望者に対して行います。
 - 2 傍聴の手続は、先着順で行い、定員を超えた場合は、希望者全員による抽選とします。
 - 六 問い合わせ先
 - 仙台市青葉区本町三丁目八番一号
 - 宮城県教育庁総務課総務班（電話〇二二・二二一・三六一一）